

雇用保険の手続きはきちんとなされていますか？
～被保険者記録に誤りがないことを確認するために～

被保険者の皆様へ

ご自身の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」（*）と「雇用保険被保険者証」は**お持ちですか？**

（*）平成 15 年 5 月以降の雇入れに限る。

- 雇用保険制度では、事業主に雇われた労働者が被保険者となる場合、事業主は必ず「雇用保険被保険者資格取得届」を被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までにハローワークに提出しなければなりません。
- その方が被保険者となったことについて確認がなされた場合、ハローワークからその方の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用・事業主通知用）」と「雇用保険被保険者証」が交付されます。
- このうち、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」と「雇用保険被保険者証」は、ハローワークから一般的には事業主を通じて労働者の方に対して交付されるものですが、これらの交付は雇用保険の加入手続きがなされたことを本人（労働者）が確実に把握できるようにするためのものです。
- お手元にない場合には、事業主にこれらの書類の有無の照会を行うか、またはハローワークにおいて雇用保険の加入手続きが適正になされているかどうかの照会を労働者本人が行うこともできますので、お近くのハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所（ハローワーク）

<Q & A>

Q 1 ハローワークでの雇用保険加入の確認照会には、どのような手続きが必要となりますか？

A 1 ハローワークで配布する「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票」に必要事項を記入し、本人もしくは代理人の来所または郵送（その場合、不着事故防止のためできるだけ簡易書留で）のいずれかの方法により、原則としてその確認照会に係る事業所の所在地または照会者の住居を管轄するハローワークに提出してください。

また、その際には、御本人であることの確認を行うための運転免許証や写真付き住民基本台帳カード等の提示またはその写しの提出をお願いします。

照会結果は「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」によってお知らせします。

なお、電話による照会はトラブルのもとになるおそれがありますので応じられません。

Q 2 事業主から交付された「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」や「雇用保険被保険者証」の記載事項と現在の事実が異なる場合には、どうすればよいのでしょうか？

A 2 結婚により氏名が変更になったにもかかわらず、そのままになっている等、本来必要な手続きが行われていない場合は、事業主に対し速やかに所定の手続きを依頼してください。

また、何らかの理由で「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」や「雇用保険被保険者証」の記載事項が間違っている場合には、ハローワークにおいて適切な訂正を行うことが可能ですので、速やかに事業主にその旨を申し出てください。

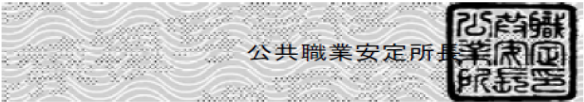
（注） 詳しくは、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。

厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所（ハローワーク）

○ 雇用保険被保険者証

様式第7号

雇用保険被保険者証



被保険者番号

被保険者氏名

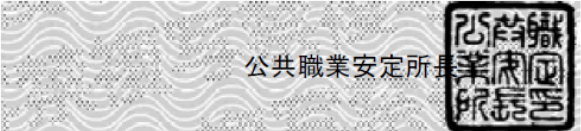
生年月日
(元号一年月日)

(2 大正 3 昭和
4 平成)

2010. 2

○ 雇用保険被保険者資格等確認通知書 (被保険者通知用)

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(被保険者通知用)



被保険者番号	確認 (受理) 通知年月日	資格取得年月日	取得時 被保険者種類
			(1又は9 一般 4又は5 高年齢 2又は3 短期)

被保険者氏名	生年月日 (元号一年月日)
	(2 大正 3 昭和 4 平成)

事業所名略称	転勤の年月日